

事務事業名	農地中間管理機構集積協力金交付事業		所管部課	産業振興部	農政課	
事業目的	農地中間管理機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、機構を活用した担い手への農地集積・集約化(規模拡大や経営農地の分散錯圖の解消等)を加速させることを目的とする。					
事業概要	①地域に対する支援 ・地域集積協力金 ②個々の出し手に対する支援 ・経営転換協力金 ・耕作者集積協力金					
総合計画での位置付け	4 地域資源を活かし、産業・地域が躍進するまちづくり	1 地域の特性を活かした農業・農村づくり			2 農業経営の改善	類型区分 I
根拠法令等	・農地中間管理事業の推進に関する法律 ・農地集積・集約化対策事業実施要綱 ・農地中間管理事業の推進に関する法律施行令 ・農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱					
備考						
年度別	事業計画	平成27年度 ・地域集積協力金 ・経営転換協力金 ・耕作者協力金	平成28年度 ・地域集積協力金 ・経営転換協力金 ・耕作者協力金	平成29年度 ・地域集積協力金 ・経営転換協力金 ・耕作者協力金	平成30年度 ・地域集積協力金 ・経営転換協力金 ・耕作者協力金	平成31年度 ・地域集積協力金 ・経営転換協力金 ・耕作者協力金
	事業費	15,600千円		15,600千円	15,600千円	
事業内容	対象年度内	①地域集積協力金 @15,000円/10a×2,000a ②経営転換協力金 1ha以下 @50,000円/10a×1,000a 1ha超～2ha以下 @50,000円×10件 2ha超 @700,000円×3件 ③耕作者集積協力金 @10,000円/10a×500a				
	財源	国県支出金 15,600千円	地方債・その他 0千円	一般財源 0千円		
その他(過年度実績・今後の展開等)	【H27実績】 地域集積協力金 4,289,600円 1,532a 経営転換協力金 11,900,000円 2,204.93a 耕作者集積協力金 94,000円 47a  【H28実績】 経営転換協力金 4,650,000円 847.75a  ○農地中間管理機構集積協力金と併せて農地耕作条件改善事業(地域内農地集積型)を活用し、農地の大区画化、汎用化等の基盤整備を行って行く ※農地耕作条件改善事業＝区画拡大、暗渠排水、用水路の整備等					

事業推進方針判断に際しての3つの視点					
必要性	A	○	全て	要件(3項目) 社会経済情勢に適合し、恒常的に求められている	
	B		1以上	✓	国県の制度等から市が実施する事業である
	C		なし	✓	第二次下野市総合計画に位置付けられた事業、あるいは位置付けが認められる事業である
現総合計画前期基本計画では、基本施策4-1「地域の特性を活かした農業・農村づくり」、施策2「農業経営の改善」に明確に位置付けています。全国的な農業従事者の急速な高齢化や後継者が育たない状況の中で、本市の産業別就業人口の推移においても、平成7年には12.2%であった第1次産業(農業)の比率が22年には6.4%に減少してきており、第1次産業の活力の低下が懸念されております。本市が発展してきた要因として、かんぴょうや米麦・露地野菜・施設園芸などの都市近郊型農業と食料品を中心とする製造業の進展が大きく関わっており、農業振興に係る本事業の必要性は高いと考えます。また、本市は首都圏に位置する有利な立地条件からも魅力的な場所でもありますので、規模拡大等希望する担い手にまとまった農地を貸し出し、持続可能な力強い農業の実現及び地域農業の振興を図るため、機構集積協力金の交付により、遊休農地等の集約を積極的に推進することとしております。以上のことから、また、国の制度に基づき実施する、市の裁量がない事業であることから、必要性をAとしました。					
緊急性	A	○	全て	要件(3項目) 市民ニーズが高いと認められる	
	B		1以上	事業の休廃止(実施しない場合)の影響が大きい	
	C		なし	本事業以外の解決策が見当たらない	
農業従事者の高齢化や後継者不足により本市の総農家数が減少する中、遊休農地の増加が懸念され、新たな農業従事者の確保と併せて、担い手へ貸すための農地を集約することは、持続可能な農業構造構築に向けた喫緊の課題であると考えます。一度耕作が放棄された農地を再生するためには、時間と費用が掛かります。また、田畑は地形に沿って並んでいることから、近くに荒れた遊休農地があることは、雑草・病害虫や用水路等の管理が滞ることによる他の田畑への悪影響が考えられ、遊休農地の解消に向けた早急な対応が求められ、緊急性は高いと考えます。以上のことから、また、国の制度に基づき実施する、市の裁量がない事業であることから、緊急性をAとしました。					
効率性	A		3以上	ソフト事業(要件:7項目) 事業の質を維持しつつ、事業費の削減や取組方法を見直す 同種・同目的事業との統合や簡略化を実施する	
	B	○	1以上	民間委託を実施する 行政改革で実績が出ている。あるいは見込みがある	補助金等の積極的な活用で最大の成果となる方法を選択している
	C		なし	✓ 市民との協働で事業を実施している。あるいは実施できる 他自治体で実施されている水準と比較して適切である	事業目的に見合う最適な事業規模である 他事業との重複がない
この事業は、国の農地集積・集約化対策事業実施要綱に基づいた事業であり、本市の農家数の減少に伴う農地の利活用において、国による全額補助により推進が図られ、財政的に効率性は高いと考えます。また、個々の農業者の意向等も関わってくるため、日頃から、地域の農業者と情報交換を図り、迅速な対応により、農地集積・集約化を推進しています。以上のことから、効率性をBとしました。					

総合評価	
○	継続実施
	見直し実施
	廃止



# 農地の貸借は

あなたの農地をお預かりします!

# 農地中間管理機構へ

(公益財団法人 栃木県農業振興公社)



どのような  
農地が  
対象なの?

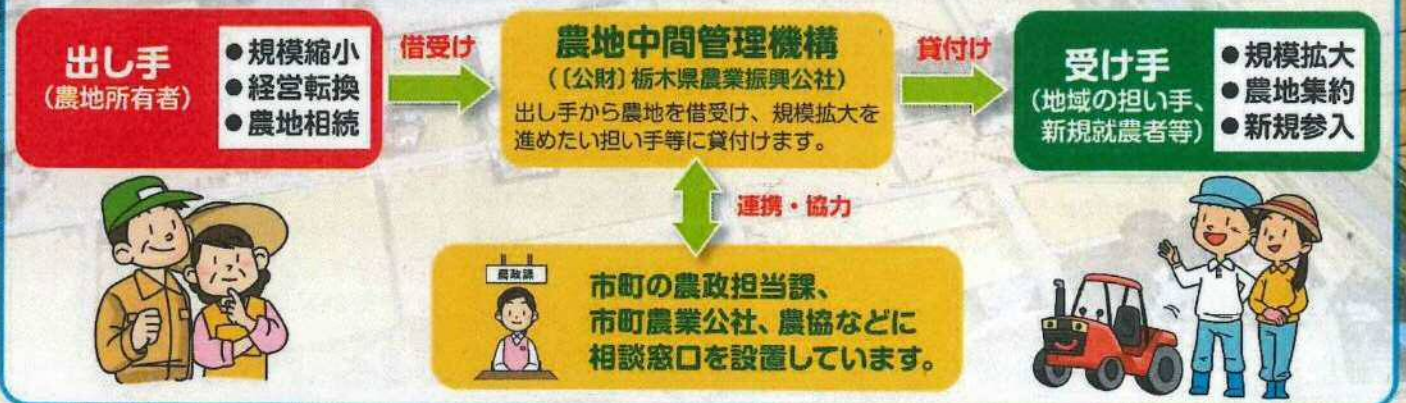
- 農業振興地域内の農地であり、機構の借受ルールに基づき判断します。
- 貸借期間は、原則10年以上です。
- 遊休農地や、利用が著しく困難な農地等、貸付が見込めない農地は借り受けることが出来ないことがあります。



機構の活用の  
メリットは?

- 公的な機関が、あなたの農地を責任を持って借受けます。
- 賃料は機構が支払い、契約期間が満了すれば、農地は確実に戻ります。

## 農地中間管理事業の仕組み



## 機構集積協力金

下記の要件を満たせば、機構集積協力金の交付を受けられます。

### 「地域」に対する支援

#### ① 地域集積協力金

地域で一定割合以上のまとまった農地を機構に貸付けた場合、当該地域に交付されます。

##### 機構への貸付割合 交付単価

2割超5割以下：1.5万円/10a 以内\*  
5割超8割以下：2.1万円/10a 以内\*  
8割超：2.7万円/10a 以内\*

\*平成28年度の交付単価です。  
\*県全体の、新たに機構を通じて担い手へ貸し付けられる農地面積により、国から配分された予算の範囲で交付します。

### 個々の「出し手」に対する支援 ※機構に農地を10年以上貸付けた場合

#### ② 経営転換協力金

機構へ農地を貸付けた下記農業者等に交付されます。

- ①農業部門の減少により経営転換する農業者
- ②リタイアする農業者
- ③農地の相続人

##### 貸付等を行う面積 交付単価

1ha以下：5万円/10a (面積払い) \*  
1ha超2ha以下：50万円/戸\*  
2ha超：70万円/戸\*

\*平成28年度の交付単価です。

#### ③ 耕作者集積協力金

機構の借受け農地に隣接する農地又は面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地(交付対象農地)の機構への貸付に協力した農業者に交付されます。

##### 交付単価

1万円/10a\*

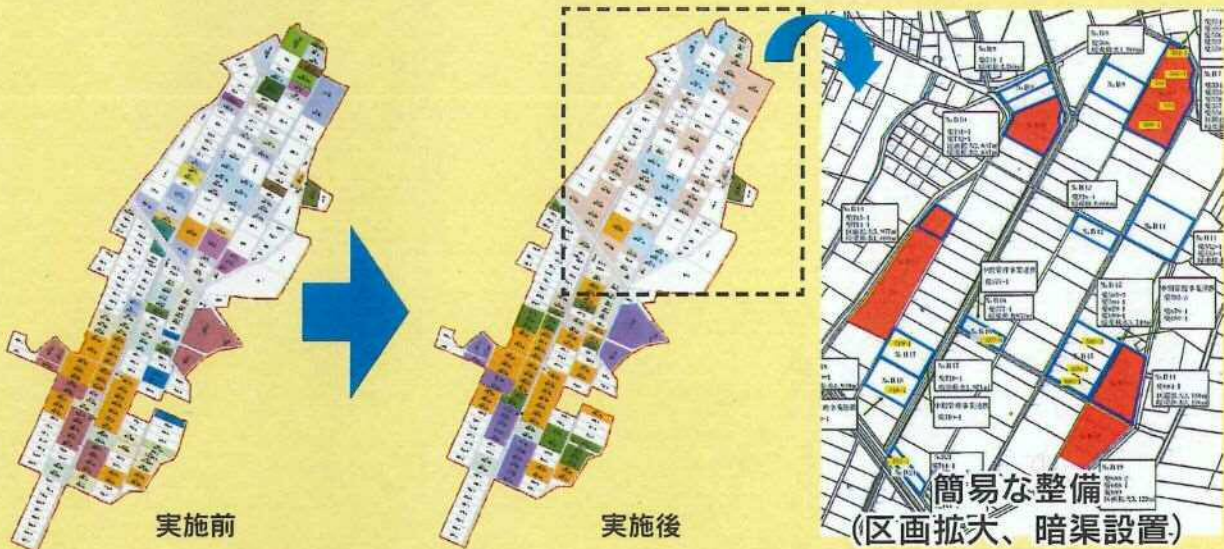
\*平成28年度の交付単価です。



詳細については、相談窓口までお問い合わせ下さい。



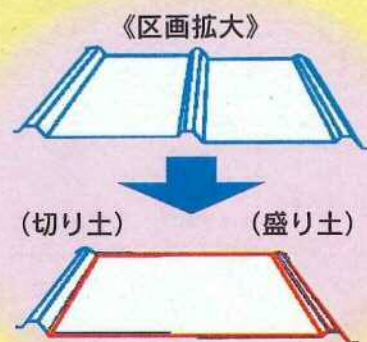
# 機構を活用した農地集積・集約化と併せて簡易な整備 (下野市柴南地区)



農地中間管理事業実施前後の農地集積状況

○担い手への農地集積の状況

	H26	H27
地区の農地面積 ①	30ha	
担い手の経営面積合計 ②	14ha	15ha (機構から借受)
うち団地化面積合計	13ha	15ha
担い手集積率 ②/①	47%	50%



## 地域の状況

地域ぐるみで農村環境保全活動を継続的に取り組んでいます。

## 地域の農地利用の話し合い

地域の農村環境保全を行う活動組織の単位で担い手を中心となって話し合いを行い、平成27年からは、機構を活用して農地集積・集約化を進めることになりました。

## 農地中間管理事業による農地集積・集約化と簡易な整備

担い手の経営農地やリタイア等による出し手の農地が機構に貸付けられ、話し合いの結果を踏まえて担い手に転貸されました。

さらに、土地改良区が、団地化された農地の簡易な整備（区画拡大、暗渠設置）を併せて行っています。